

# 認定こども園（教育部分）（1号）をご利用の保護者の皆様へ 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から次のとおり幼児教育・保育の無償化を実施しますのでお知らせします。

## 教育時間のみ利用

- 認定こども園（教育部分）での教育時間の**利用料**が無償化となります。
- **給食費（主食費、副食費）や行事費など**の実費は無償化の**対象外**ですので、引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。
  - ・年収360万未満相当の世帯の子どもと、第3子以降の子ども（**授業料の多子の数え方と同じ**）は給食費のうち副食費が免除されます。 ※
  - ※小学3年生以下のみでカウント
- **認定こども園（教育部分）のみ**利用する場合、「保育の必要性の認定」は不要です。

## 教育時間に加え、預かり保育も利用

- 教育時間の利用料に加え、**預かり保育の利用料**も上限の範囲内で無償化の対象になります。
  - 【上限額】月額11,300円
  - ただし、450円×利用日数と、実際に支払った利用料を比較して少ない額が無償化の対象となります。
  - ※満3歳児（3歳になった誕生日から属する年度の末日(3/31)まで）は「保育の必要性の認定」が必要であり、かつ住民税非課税世帯のみが対象。【上限額】月額16,300円
- ◎ **預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、必ず「保育の必要性の認定」に係る申請を行ってください。**
  - ※手続きの書類等は各園にご提出くださいますようお願いいたします。

問い合わせ 児童保育課 0848-67-6042

# よくある問い合わせ

## Q 1 無償化の対象となる年齢は？

A 1 満3～5歳児クラスに在籍する子どもが対象となります。

※満3歳になって入園した子どもと、年少、年中、年長クラスに在籍する子ども

## Q 2 無償化の手続きは必要ですか？

A 2 現在、認定こども園に入園している場合、原則手続きは不要です。

※1 ただし、預かり保育の利用料が無償化の対象になるためには、「保育の必要性の認定」に関する申請が必要です。

※2 必要な申請書類は各園を通じてお配りしますので、必要書類を添えて各園にご提出下さい。保育の必要性が認められない場合は、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

## Q 3 病児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業は無償化の対象ですか？

A 3 認定こども園の教育部分（1号）に入所している場合、対象外となります。ただし、入所していない方で無償化の対象となるためには、就労等の「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

## Q 4 無償化の対象となる預かり保育の費用は？

A 4 月額11,300円を上限として、450円×利用日数と、実際に支払った利用料を比較して少ない額が無償化の対象となります。

※ 満3歳児で保育の必要性があり、かつ住民税非課税世帯の場合は、月額16,300円が上限です。

※ おやつ代等は無償化の対象外です。

## Q 5 認可外保育施設等を利用した場合、その利用料も無償化になりますか？

A 5 在籍している園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育の実施時間・日数が十分な水準（平日8時間以上、年間200日以上）に達していない場合は、預かり保育の利用料に加えて認可外保育施設等（届出及び市の確認済に限る）も、上限の範囲内で無償化の対象となります。

※ 認可外保育施設等とは、認可外保育施設（事業所内保育、ベビーシッター含む）、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を指します。